

野田市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する
規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月27日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会規則第 6 号

野田市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則の一部
を改正する規則

野田市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則（令和 5 年野田市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「健康保険被保険者証」を「社会保険各法による資格確認書」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。